

山都町コミュニティバス運行等業務委託 仕様書

本仕様書は、山都町コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）事業の実施に伴う運行管理及び車両管理等の業務委託について必要な事項を定める。

1 委託業務名

山都町コミュニティバス運行等業務委託

2 業務の目的

コミュニティバス事業は、地域住民の日常生活のための交通手段を確保し、もって町民の福祉の向上に寄与することを目的として、町が作成した運行計画に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第79条の規定による登録を受け、町が所有する自家用自動車を用いて有償運行するものである。

本業務は、コミュニティバスの運行及び運行管理業務、車両の整備管理、運行に付随するその他の業務を委託するものである。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 業務内容

(1) コミュニティバス運行業務

ア 運行計画の遂行

町が作成し、山都町地域公共交通会議において決定された運行計画に基づきコミュニティバス（浜町馬見原線）を運行する。運行計画等は、別紙ダイヤ表記載のとおりとする。

<原則>

- ・土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日は運休

<運行計画概要>

- ・浜町馬見原線

浜町発	
便数	時刻
1	
2	10：10
3	15：10
4	18：45

岩尾野発	
便数	時刻
1	7：30
2	10：10
3	15：10
4	

- ・岩尾野発1便目と浜町発4便目は、主に矢部高校生の通学対応。
- ・2便目及び3便目は、デマンド型乗合タクシーの運行時間に合わせた運行とし、浜町、岩尾野双方向から運行する。

・馬見原高森線

馬見原発	
便数	時刻
1	7：20
2	15：50

高森発	
便数	時刻
1	9：15
2	18：15

- ・馬見原発1便目と高森発2便目は、主に高森高校生の通学対応

- イ 利用者から運賃を收受し、町へ運賃受額を報告し納付する。
- ウ 4-(1)アの規定に関わらず、受託者は委託者の指示を受けた場合、臨時運行を行うものとする。
- エ 車両点検、修繕及び事故等に伴い代替車両により運行する場合（以下「代替運行」）

- という。)は、事前に委託者に報告し、協議するものとする。ただし、事故等緊急を要する場合は、事後速やかに報告するものとする。
- オ 代替運行に使用する車両は、なるべく予備車両によるものとし、やむを得ない場合は、委託者と協議のうえ借上車両による運行を認める。
- カ 代替運行に伴う借上車両の費用は原則として受託者が負担すること。ただし、天災事変その他不可抗力の理由により運行ができない場合、あるいは委託者がやむを得ないと認めたときは、委託者が負担するものとする。

(2) コミュニティバス運行管理業務

安全かつ確実な自動車輸送の遂行のため、乗務員の指導監督、乗務時間管理と乗務割の作成、点呼、乗務記録、事故の記録等適切な運行管理業務を行う。

(3) バス車両管理業務

- ア 別紙「町有バスリスト」記載の車両の整備、点検並びに修繕の実施
・日常点検、清掃、整備及び修繕、法定点検整備並びに点検整備記録簿の記載
・タイヤ等の交換、消耗品、備品の購入
- イ 車検時の自賠責保険料及び重量税以外の車両の維持及び管理に係る全ての費用について負担すること。
- ウ 車庫は、町が指定する場所とする。ただし、運行事業者が管理の都合上町の指定と異なる場所を使用する場合事前に町との協議を行うこと。
- エ 業務履行中の事故に対応し、任意保険に加入すること。任意保険の条件は、自動車保険の対象となる対人・対物・搭乗者及び車両の事故について、その損害に対する一切の費用を賠償できるものとする。任意保険の条件は、町に許可を得て契約するものとする。

(4) 運行に付随するその他の業務

- ア 運行に必要な日常の業務（時刻表の作成、運行に関する事項の周知・広報等）の実施
- イ 道路工事等を起因とした運行計画外の臨時的運行のための関係者協議・調整、ルート・ダイヤ設定、影響エリアへの周知・広報の実施
- ウ 運行計画策定及び見直しに係る各種調査（利用状況調査等）の協力
- エ 運行計画に関する改善事項等の提案
運行路線、運行時間、運行形態等については、利用状況を把握しながら隨時見直しを図るので、運行事業者の積極的な協力を求める。

5 業務委託料

本業務委託の委託料は、各年度の運行計画確定後、受託者から見積もりを徴し、所定の手続きにより契約した金額とする。

6 運行状況の報告

受託者は、委託者が指定する期日までに4－(1)～(4)の業務に係る実績報告書を、委託者が指定する方法により報告するものとする。

7 受託者の責務

- (1) 受託者は、次の各号に掲げる法令等その他本業務を受託するうえで必要な法令等を遵守しなければならない。なお、契約期間中に法令の改正があった場合は、改正後の法令を適用する。
- ア 地方自治法、同施行令及び同施行規則ほか行政関係法令
- イ 道路運送法、同施行令及び同施行規則ほか道路運送関係法令
- ウ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

- エ 山都町コミュニティバス条例及び同施行規則
- オ その他運行等業務に適用される法令等

- (2) 受託者は、道路運送法施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えた乗務員を受託者の責任において確保すること。
- (3) 受託者は、運行管理責任者（道路運送法施行規則第51条の17第2項に掲げる資格を有する者）及び整備管理者（道路運送車両法第50条の規定により選任された者）の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、規律、風紀を維持し、委託業務の趣旨に従い当該業務を遂行しなければならない。
- (4) 受託者は、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合には、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

8 危機管理体制の整備

受託者は、本業務に対し交通安全及び交通事故防止に努めるとともに、事故をはじめ非常時、緊急時には、委託者及び関係機関への通報等迅速に対応するための体制を整備しておくこと。

9 契約の解除等

委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、他の規定に関わらず、予告期間をおかずに契約を解除することができる。

- ア 受託者の委託業務の処理が不適当であると、委託者が認めたとき。
- イ 受託者の責めに帰すべき理由により、契約期間内に契約の全部または一部を履行する見込みがないとき。

10 その他

この他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

町有バスリスト

車両番号	ナンバー	メーカー	車名	定員	型式	初年度登録年月	経過年数	車両総重量	事務所	保管場所	住所
1	熊本 200 さ 8-02	日野	リエッセ	29	PB-XZB50M	H17.3.23	20年	5,025 kg	蘇陽	蘇陽小	柏981-3
2	熊本 200 さ 9-07	三菱	ローザ	29	PA-BE63DG	H18.1.23	19年	5,385 kg	蘇陽	蘇陽中	今459-1
3	熊本 200 さ 9-06	三菱	ローザ	29	PA-BE63DG	H18.1.23	19年	5,385 kg	矢部	バスセンター	浜町187
4	熊本 200 さ 11-43	トヨタ	ハイエース	15	ADF-KDH223B	H20.3.24	17年	2,975 kg	蘇陽	蘇陽中	今459-1
5	熊本 200 さ 12-58	トヨタ	ハイエース	15	ADF-KDH223B	H21.1.30	16年	2,975 kg	矢部	バスセンター	浜町187
6	熊本 301 て 88-83	トヨタ	ハイエース	10	CBA-TRH219W	H29.2.24	8年	2,600 kg	矢部	バスセンター	浜町187
7	熊本 502 ち 40-31	トヨタ	ノア	8	DBA-ZRR85G	H29.2.23	8年	2,080 kg	蘇陽	蘇陽中	今459-1